

「平成 25 年度都市税制改正に関する意見」の実現方について

現在、政府・与党において、明年度税制改正に向けて積極的な議論が行われているが、本会が去る 8 月にとりまとめた「平成 25 年度都市税制改正に関する意見」について、その実現が図られるとともに、特に、以下の事項については、確実に措置されるよう強く要請する。

1. 車体課税について、自動車重量税の税収の約 4 割が譲与税として、自動車取得税の税収の約 7 割が交付金として、それぞれ市町村に配分されており、両税は都市自治体にとって貴重な財源となっている。
仮に、両税が廃止されれば、さらに厳しい財政状況となることから、代替財源を講じることなしに一方的な廃止は受け入れることはできず、市町村の財源配分の仕組みを含め現行制度は堅持すること。
2. ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する大変貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
3. 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の 5 % を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。
4. 住宅取得対策として住宅借入金等特別控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行うべきものであり、仮に、個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任において全額措置すること。
5. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。

平成 24 年 11 月

全国市長会